一斉配信メール

件名【静岡県】【重要】介護職員処遇改善支援補助金について

各介護サービス事業所管理者様

　日頃、県の高齢者福祉行政に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員処遇改善支援補助金について、関連情報を県公式ホームページに公開しましたのでお知らせします。

この補助金の交付にあたっては次の要件が予定されているので各事業所におかれましては、就業規則の改定等、適宜進めていただきますようお願いいたします。

なお、詳細については、下記県介護保険課公式ホームページ掲載の「介護保険最新情報Vol.1202『令和６年２月からの介護職員処遇改善支援補助金の実施について』」を御確認ください。

（要件）

・ベースアップ等支援加算の取得（令和６年４月から取得見込みでも可）

・令和６年２・３月分（令和５年度中分）からの賃上げ

・賃上げ効果の継続のため、補助額の３分の２以上を介護職員等の月額賃金

（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に使用

　※就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮し、令和６年２・３月分は全額一時金による支給も可能

補助金について御質問等がある場合には、下記の厚生労働省コールセンターまでお問合せください。

なお、本県への交付申請に係る提出書類や提出時期等については、別途改めて御案内いたします。

記

＜厚生労働省コールセンタ―＞

　電話番号：050-3733-0222

受付時間：午前９時から午後６時（土日含む）

＜県介護保険課公式ホームページ＞

<http://kenkofukushi/koreifukushi/kaigohoken/1040743/1059773.html>

（注）この電子メールは、県健康福祉部福祉長寿局の介護保険同報メール配信システムに登録された全事業所へ送信しています。また、返信はできません。

【今回の配信を担当した課】

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課（介護人材班）

電　話054－221－2314

ＦＡＸ 054－221－2142

電子メールアドレスkaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp